

平成24年度税制改正要望

平成23年7月

日 本 製 紙 連 合 会

会 長 篠 田 和 久

〒104-8139

東京都中央区銀座3-9-11

電話03(3248)4801

はじめに

3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の巨大地震、津波により、甚大な被害を引き起こしましたが、沿岸立地の多い紙パルプ工場も、東北地方を中心に生産設備や原材料、製品在庫の損壊など、多大な被害が発生致しました。現在会員各社の懸命な努力によって既に操業を再開している工場があるものの、完全復旧するまでには未だ時間を要するものと思われます。多くの工場が被災したことや震災後の需要減から、紙の国内出荷量は3月9.8%減、4月5.2%減、5月4.8%減、6月6.8%減と大幅なマイナスを記録し、今年1月～6月では、4.5%減となっております。紙パルプ上場9社の2011年3月期決算では、震災による損失額が873億円と経常利益の約6割に達し、企業経営に大きな打撃を与えました。

以上のように、業界始まって以来の多大な損失被害とリーマンショック後の経済の停滞による需要減、原油をはじめとしたエネルギー価格の高騰、輸入紙との激しい競争など、厳しい試練に立たされている状況のもとで、製紙各社は今後復興対策を進めつつ、引き続き企業体質の維持・強化、国際競争力の増強に取り組まざるを得ない状況にあります。

つきましては、平成24年度税制改正にあたり、製紙業界を活力ある産業として発展させるため税制面で支援して頂きたいと、下記の要望事項について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年度税制改正要望事項

1. 震災復興関連事項

- (1) 震災損失の繰戻しによる法人税額還付の延長・・・・・・・・・・ 3頁
- (2) 被災償却資産の固定資産税の減免措置・・・・・・・・・・ 3頁
- (3) 地震・津波等防災対策に対する税額控除等税制上の措置の創設・・・ 3頁

2. 一般要望事項

- (1) 地球温暖化対策税（環境税）の導入反対・・・・・・・・・・ 4頁
- (2) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・ 4頁
- (3) 法人実効税率の引下げ（課税ベース拡大を伴わない実質負担率
での引下げ）・・・・・・・・・・ 4頁
- (4) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・ 5頁
- (5) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・ 5頁
- (6) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・ 5頁
- (7) 移転価格税制の適正化・・・・・・・・・・ 6頁
- (8) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・ 6頁
- (9) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の延長・・・ 6頁
- (10) 企業年金に関する特別法人税の撤廃・・・・・・・・・・ 6頁
- (11) 固定資産税（地方税法）の課税評価基準の法人税法残存簿価への統一 7頁
- (12) 環境対策設備の固定資産税特例制度の延長・・・・・・・・・・ 7頁
- (13) 地方税の納付手続きの簡略化・・・・・・・・・・ 7頁

1. 震災復興関連事項

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税額還付の延長

今回の東日本大震災に関する特例税制で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度において、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付が認められたが、3 月期決算の会社が多く、3 月 11 日から 3 月末までの短期間において十分な見積もりができなかったこともあり、本税制を更に 1 年延長することを要望する。

(2) 被災償却資産の固定資産税の減免措置

今回の東日本大震災に関する特例税制（地方税法）で、滅失・損壊した償却資産に代わるものを取得又は改良した場合には、課税標準を 4 年間、2 分の 1 とする特例が認められたが、被災償却資産の原状回復のため修繕した場合には除外されている。被災地における生産活動の一日も早い回復のためには、被災償却資産の取得と修繕に差を設けるべきではないとして、修繕した資産についても固定資産税の減免措置を条例により認めている自治体もあることから、以下について要望する。

①東日本大震災に関する特例税制により、被災償却資産を修繕した場合についても、課税標準を 4 年間、2 分の 1 とするなど、地方税法のなかでの何らかの固定資産税の減免措置を要望する。

②地方自治体によっては、条例等で被災償却資産（修繕した資産）に対しても、固定資産税の減免措置が設けられている場合もあるが、事業所全体で固定資産評価額に対し 20%以上の被害（修理費用等）という条件が設けられていたり、特例期間も一年と限定されたものとなっており不十分である。よって①の措置ができない場合には、各自治体において 20%以上という要件を撤廃し、課税標準特例期間も 4 年間とすることが可能となるよう、国からの通達等を発出されることを要望する。

(3) 地震・津波等防災対策に対する税額控除等税制上の措置の創設

今回の東日本大震災は、未曾有の巨大地震、津波により、甚大な被害を引き起こしたが、今後地震・津波等への防災対策を施す際の投資に対しては、税額控除等何らかの税制上の優遇措置を要望する。被災企業は、企業経営上かなりの損失を被っているが、今後地震、津波等への防災対策を進めなければならず、かなりの追加的投資資金が必要となり、企業負担は非常に大きなものとなる。

2. 一般要望事項

(1) 地球温暖化対策税（環境税）の導入反対

地球温暖化問題に関しては、今後も「環境に関する自主行動計画」等、産業界の自主的努力を尊重すべきであり、環境税の導入に強く反対する。国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される環境税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なう。

ヨーロッパにおいては、エネルギー税・環境税が課されていても、コージェネ等により熱効率が優れている企業に対しては、大部分が免税されている。このためヨーロッパ諸国は、実質的には無税に近いが、仮に日本において環境税が導入された場合、当業界の負担額は150億円となり、国際競争力上著しく不利な状況に立たされる。その結果、過去に大幅な省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品がこれにとってかわるならば、地球的規模ではCO₂の排出量が増加するおそれがある。新税としての環境税が導入されても必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保障されるものではない。

また、今般の東日本大震災に伴いエネルギー政策・温暖化対策の見直しは不可避であり、新たな方針が明確になった上で、環境税の導入が震災復興の妨げにならないか等も考慮しつつ、環境税導入の是非について新たに議論すべきである。

(2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等印紙税法に規定されている課税文書にかけられる税金であるが、課税文書は紙で作成された文書をさし、インターネット上の電子商取引には課税されない。同一内容の課税文書に対し紙の書類には課税され、電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題であり、印紙税を廃止すべきである。

(3) 法人実効税率の引下げ（課税ベース拡大を伴わない実質負担率での引下げ）

実効税率の引き下げに伴う税収中立を前提とした課税ベース拡大（欠損金控除前所得の80%制限、250%定率法から200%定率法への引下げなど）は、企業の実質負担率を引き上げる場合もあるので、課税ベース拡大を伴わない実質的な実効税率の引き下げを要望する。法人税は、東日本大震災からの復興財源の手当の一つとして考えられるが、ある程度復興が達成された後には、諸外国企業と同一条件で競争できるよう法人実効税率を引き下げるべきである。

日本の法人実効税率は40%の水準と、EU諸国30%前後、アジア諸国25%以下と比べ10~15%程度高い。わが国企業の競争条件を国際的に遜色ないものとするために、法人税負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げるべきである。東日本大震災

により、生産分散化のための日本企業の海外進出も考えられ、諸外国に比べ高い法人実効税率は、今後国内産業の空洞化をさらに促進しかねない。

(4) 欠損金の扱いの見直し

大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、現行繰越控除(7年間)および繰戻還付(1年間)の期間の延長を要望する。

我が国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(5) 受取配当益金不算入の見直し

現在 50%となっている益金不算入割合を全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る長期借入れによる負債利子控除制度について簡素化すべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。不算入割合 50%は、連結納税制度創設に伴う財源措置として 80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に財源を求めるべきではない。

(6) 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結決算をベースとした企業経営が進んでいるにもかかわらず、資産の時価評価規定や、膨大な対象会社数による大きな事務コスト負担により、多くの企業がその導入を躊躇しており、十分には活用されていないのが実状である。当業界においても、90年代以降、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。従って、資産の時価評価規定について見直すとともに、小規模子会社も含めた連結納税制度への強制加入については、売上高、或いは課税所得等一定の規模以下の事業者は対象外とするなど、連結納税グループ対象範囲の要件を緩和すべきである。また法人事業税、法人住民税は連結納税の適用外となっているので、これら地方税も連結納税を可能とするよう要望する。

(7) 移転価格税制の適正化

多くの企業が海外へ進出している今日、移転価格税制の重要性は一段と高まり、企業にとって本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。企業の税務リスクを低めグローバル活動を円滑にするために、実際の取引価格と独立企業間価格に差が生じた場合の取引価格の解釈の仕方の問題、二国間による二重課税回避のための対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。

①租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。

②国外関連者宛て寄付金課税は、無償取引を取引当事者間で合意しているもの及び有償取引で契約の満額を収受していないもののみとし、それ以外の国外関連者取引は、移転価格税制の適用範囲内とすること。

(8) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしている。しかしながら、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもあり、現行制度は内容的に不十分であるので、繰越期間を延長すべきである。

(9) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の延長

製紙各社は、企業体質の強化、国際競争に耐え得る経営基盤の増強を図るため、引き続き事業の整理統合、工場閉鎖、設備廃棄など、厳しい合理化に取り組まざるを得ない状況にある。特定資産の買換特例（長期所有の土地、建物等）制度は、こうした事業の再編、再構築、事業活性化のための投資を促進する上で大きな効果を持っており、本制度の延長を要望する。

(10) 企業年金に関する特別法人税の撤廃

企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は、平成26年3月末まで課税が凍結されているものの課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。公的年金制度が、少子・高齢化や、昨今の運用利回りの低下により、給付の削減が避けられない状況となっているため、企業年金による自助努力の必要性はますます高まっている。

(11) 固定資産税（地方税法）の課税評価基準の法人税法残存簿価への統一

わが国の減価償却制度は、平成 19 年度税制改正において法人税法上は残存価額と償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税（地方税法）上は制度の改正がなされていないため、地方税法上も早期の撤廃を要望する。

昨今の会計基準のコンバージェンスにより企業会計と法人税法の乖離拡大の恐れもあるなど、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっており、企業の事務負担が増大していることから、これら法律間の処理の統一化を強く要望する。

(12) 環境対策設備の固定資産税特例制度の延長

汚水廃液処理設備の固定資産税課税標準の特例制度（三分の一特例）の延長を要望する。当業界は、環境規制の強化・拡大に伴い、従来より水質汚濁防止対策のために多額の設備投資を行っており、現在まで累積された環境対策用設備の維持・運転費用は大きく、企業経営上の圧迫の一因となっている。

(13) 地方税の申告・納付手続きの簡略化

地方税の申告・納付は事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われており、各自治体ごとに申告・納付しなければならない、多大な事務量となっている。事務負担軽減のため、地方税を本社一括で申告・納付できるよう要望する。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。